

キャリア形成促進助成金を活用しませんか？

- キャリア形成促進助成金は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職業訓練などを計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する国の制度です。
- 本年5月26日から27日の間、志摩市で「伊勢志摩サミット」が開催されることが決定し、今後の三重県内における観光客増につながることを期待されることから、ホテル業界（宿泊業）の経営課題に対応した人材育成に向けた支援策をご紹介します。ぜひ、本助成金をご活用ください。 【お問い合わせ先】 三重労働局職業安定部職業対策課助成金係 TEL059-226-2111

<課題>

①若手ホテリエの育成

今後新卒等で入社する若手社員の確保が厳しくなることが予想される中、若年社員等を計画的に育成し、それぞれの部門の中核となるホテリエに育てていきたい。



こうしたとき

<本助成金を活用した人材育成の実施>

キャリア形成促進助成金「若年人材育成コース」が利用できます！

- 採用後5年以内かつ35歳未満の従業員に対する職業訓練
⇒ 外部機関が実施する教育訓練や社内で行うOff-JTにより実施(1コース20時間以上)
《一人当たり》経費助成 1/2(1/3) 賃金助成 800円(400円)/h
※()内は大企業の助成額

② 熟練ホテリエの接客サービスの伝承

若手ホテリエのサービスの質の向上を図るため、ベテランホテリエが培った「職人芸」的な接客のノウハウや高品位のホスピタリティを伝承していきけるような訓練機会を設けたい。



こうしたとき

キャリア形成促進助成金「熟練技能育成・承継コース」が利用できます！

- 熟練技能者に対し、技能者育成のための指導力を強化するための職業訓練
- 社内外の熟練技能者の指導により行う技能を承継するための職業訓練 等
- ⇒ 外部機関が実施する教育訓練や社内で行うOff-JTにより実施(1コース20時間以上)
《一人当たり》経費助成 1/2(1/3) 賃金助成 800円(400円)/h
※()内は大企業の助成額

※熟練技能者:技能士1級技能検定等の合格者、職業訓練指導員、自治体等が認定しているマイスターなど一定の要件あり。

<企業が「若年人材育成コース」を活用するケース>

【実施例】

県内のホテル(中小企業)が新入社員(10名)に対し、ホテル社員としての意識の醸成、ビジネスマナーや立ち居ふるまいなどの研修(Off-JT)を自社で実施

- 訓練期間: 4日間(28時間)
- 経費助成(Off-JT分) 100,000円、賃金助成 224,000円

経費見積り例:20万円
・外部講師謝金 15万円
・テキスト購入費 5万円

